

○自然環境保全指導員の受持ち区域

平成 18 年 3 月 31 日三重県告示第 287 号（施行平成 18 年 4 月 1 日）より下のとおり定めています。

（注意：この受持区域に掲げる市町村の名称及び区域は、平成 18 年 4 月 1 日における名称及び行政区域によって表示されています。）

受持区域番号

1 桑名市のうち

受持区域番号 2 の受持区域を除く区域及び桑名郡木曾岬町

2 桑名市のうち

多度町戸津、多度町多度、多度町多度（一、二丁目）、多度町柚井、多度町小山、多度町肱江、多度町香取、多度町福永、多度町平古、多度町東平賀、多度町上之郷、多度町中須、多度町南之郷、多度町大鳥居、多度町下野代、多度町御衣野、多度町力尾、多度町猪飼、多度町北猪飼、多度町古野及び多度町美鹿

3 いなべ市のうち

北勢町阿下喜、北勢町飯倉、北勢町瀬木、北勢町川原、北勢町田辺、北勢町二之瀬、北勢町小原一色、北勢町畑毛、北勢町塩崎、北勢町向平、北勢町下平、北勢町西貝野、北勢町東貝野、北勢町千司久連新田、北勢町京ヶ野新田、北勢町南中津原、北勢町北中津原、北勢町鼓、北勢町平野新田、北勢町大辻新田、北勢町麻生田、北勢町其原、北勢町中山、北勢町東村、北勢町垣内、北勢町別名、北勢町麓村、北勢町奥村、北勢町新町及び北勢町治田外面

4 いなべ市のうち

藤原町市場、藤原町志礼石新田、藤原町下野尻、藤原町大貝戸、藤原町西野尻、藤原町石川、藤原町東禅寺、藤原町山口、藤原町本郷、藤原町坂本、藤原町篠立、藤原町古田、藤原町上相場、藤原町下相場、藤原町川合、藤原町日内、藤原町長尾、藤原町藤ヶ丘、藤原町上之山田及び藤原町鼎

5 いなべ市のうち

員弁町笠田新田、員弁町下笠田、員弁町上笠田、員弁町宇野、員弁町板東新田、員弁町市之原、員弁町楚原、員弁町石仏、員弁町畑新田、員弁町御菌、員弁町北金井、員弁町西方、員弁町大泉、員弁町大泉新田、員弁町東一色、員弁町岡丁田、員弁町暮明、員弁町平古及び員弁町松名新田並びに員弁郡東員町

6 いなべ市のうち

大安町梅戸、大安町南金井、大安町大井田、大安町門前、大安町大泉、大安町石樽下、大安町石樽東、大安町鍋坂、大安町宇賀新田、大安町宇賀、大安町石樽南、大安町石樽北山、大安町

石樽北、大安町高柳、大安町平塚、大安町中央ヶ丘(一～三丁目)、大安町丹生川上、大安町丹生川中、大安町丹生川久下及び大安町片樋

7 四日市市のうち

天カ須賀(一～五丁目)、住吉町、富田一色町、平町、富州原町、松原町、天カ須賀新町、大字茂福、富田(一～四丁目)、富田栄町、東富田町、富双(一、二丁目)、茂福町、富田浜元町、富田浜町、浜園町、東茂福町、南富田町、大字羽津、霞(一、二丁目)、富士町、金場町、大宮町、大宮西町、羽津山町、羽津町、城山町、緑丘町、山手町、白須賀(一～三丁目)、八田(一～三丁目)、別名(一～六丁目)、南いかるが町、羽津中(一～三丁目)、西坂部町、東坂部町、南坂部町、坂部が丘(一丁目～五丁目)、坂部台(一、二丁目)、三重(一～九丁目)、山之一色町、小杉町、小杉新町、大谷台(一、二丁目)、生桑町、東ヶ谷、赤水町、上海老町、下海老町、あがたが丘(一～三丁目)、平尾町、江村町、北野町、黒田町、萱生町、中村町、あかつき台(一～六丁目)、平津町、平津新町、千代田町、伊坂町、伊坂台(一～三丁目)、山村町、広永町、山分町、黄金町、朝明町、山城町、札幌町、北山町、西大鐘町、大鐘町、あさけが丘(一～三丁目)、八千代台(一～三丁目)、大矢知町、大矢知新町、下さざらい町、下之宮町、川北町、川北(一～三丁目)、松寺(一～三丁目)、蒔田(一～四丁目)、西富田町、西富田(二、三丁目)、十志町、垂坂町、垂坂新町、南垂坂町、東垂坂町、中野町、小牧町、まきの木台(一～三丁目)、市場町、西村町、高見台(一、二丁目)、大字末永、野田(一、二丁目)、大字野田、清水町、大字西阿倉川、大字東阿倉川、阿倉川新町、みゆきヶ丘(一、二丁目)、阿倉川町、万古町、三ツ谷町、三ツ谷東町、末永町及び本郷町並びに三重郡朝日町及び川越町

8 四日市市のうち

受持区域番号7の受持区域を除く区域

9 三重郡菰野町

10 鈴鹿市のうち

加佐登(一～四丁目)、加佐登町、広瀬町、高塚町、津賀町、石薬師町、上野町、上田町、下大久保町、花川町、岸田町、山本町、大久保町、椿一宮町、深溝町、追分町、三畑町、伊船町、長澤町、小社町、小岐須町、西庄内町及び東庄内町

11 鈴鹿市のうち

受持区域番号10の受持区域を除く区域

12 亀山市のうち

受持区域番号13の受持区域を除く区域

13 亀山市のうち

関町新所、関町中町、関町木崎、関町小野、関町会下、関町鷺山、関町白木一色、関町古厩、関町萩原、関町福德、関町久我、関町越川、関町金場、加太市場、加太向井、加太梶ヶ坂、加太神武、加太板屋、加太中在家、加太北在家、関町坂下、関町沓掛、関町市瀬、関町泉ヶ丘、関町富

士ハイツ及び関ヶ丘

14 津市のうち

受持区域番号15、16、17、18、19及び20の受持区域を除く区域

15 津市のうち

芸濃町椋本、芸濃町楠原、芸濃町林、芸濃町中縄、芸濃町忍田、芸濃町小野平、芸濃町多門、芸濃町北神山、芸濃町萩野、芸濃町岡本、芸濃町雲林院及び芸濃町河内

16 津市のうち

美里町五百野、美里町足坂、美里町三郷、美里町南長野、美里町北長野、美里町平木、美里町桂畑、美里町家所、美里町穴倉、美里町高座原、美里町日南田、美里町船山、美里町草生、安濃町草生、安濃町安部、安濃町中川、安濃町川西、安濃町神田、安濃町南神山、安濃町前野、安濃町光明寺、安濃町今徳、安濃町妙法寺、安濃町浄土寺、安濃町連部、安濃町安濃、安濃町内多、安濃町太田、安濃町清水、安濃町曾根、安濃町野口、安濃町戸島、安濃町大塚、安濃町荒木、安濃町栗加、安濃町田端上野及び安濃町東観音寺

17 津市のうち

久居東鷹跡町、久居西鷹跡町、久居万町、久居中町、久居幸町、久居旅籠町、久居寺町、久居北口町、久居烏木町、久居明神町、久居藤ヶ丘町、久居元町、久居小戸木町、久居野村町、久居小野辺町、久居井戸山町、久居野口町、久居相川町、久居持川町、久居桜が丘町、久居新町、久居本町、久居二ノ町、須ヶ瀬町、川方町、牧町、新家町、木造町、戸木町、久居射場町、庄田町、森町、久居一色町、中村町、大鳥町、稲葉町、久居緑が丘町(一、二丁目)、榊原町、一志町井生、一志町大仰、一志町石橋、一志町井関、一志町波瀬、一志町八太、一志町片野、一志町小山、一志町其村、一志町庄村、一志町小戸木、一志町新沢田、一志町平生、一志町虹が丘、一志町みのりヶ丘、一志町高野、一志町田尻、一志町日置及び一志町其倉

18 津市のうち

白山町南家城、白山町北家城、白山町藤、白山町二俣、白山町真見、白山町城立、白山町小杉、白山町大原、白山町福田山、白山町川口、白山町二本木、白山町岡、白山町三ヶ野、白山町佐田、白山町中ノ村、白山町南出、白山町上ノ村、白山町垣内、白山町八対野、白山町稲垣、白山町古市、白山町山田野及び白山町伊勢見

19 津市のうち

美杉町八知、美杉町太郎生、美杉町石名原、美杉町三多気、美杉町杉平、美杉町奥津及び美杉町川上

20 津市のうち

美杉町竹原、美杉町八手俣、美杉町下之川、美杉町上多気、美杉町下多気及び美杉町丹生俣

21 松阪市のうち

嬉野一志町、嬉野井之上町、嬉野岩倉町、嬉野小原町、嬉野上小川町、嬉野釜生田町、嬉野川北町、嬉野川原木造町、嬉野黒田町、嬉野黒野町、嬉野小村町、嬉野合ヶ野町、嬉野権現前町、嬉野算所町、嬉野島田町、嬉野下之庄町、嬉野上野町、嬉野神ノ木町、嬉野須賀町、嬉野町、嬉野須賀領町、嬉野滝之川町、嬉野田村町、嬉野津屋城町、嬉野天花寺町、嬉野中川町、嬉野新屋庄町、嬉野野田町、嬉野八田町、嬉野平生町、嬉野堀之内町、嬉野見永町、嬉野宮古町、嬉野宮野町、嬉野森本町、嬉野矢下町、嬉野薬王寺町、市場庄町、小津町、小野江町、笠松町、上ノ庄町、喜多村新田町、久米町、五主町、小舟江町、曾原町、中ノ庄町、中林町、中道町、西肥留町、甚目町、肥留町、星合町及び舞出町

22 松阪市のうち

大足町、阿形町、藤之木町、岡本町、立野町、丹生寺町、西野町、岡山町、平成町、柚原町、後山町、飯福田町、与原町、六呂木町、小片野町、大石町、茅原町、広瀬町、御麻生藪町、庄町、阿波曾町、射和町、中万町、八太町、上蛸路町、下蛸路町、桂瀬町、笹川町、大河内町、矢津町、勢津町、辻原町及び阪内町

23 松阪市のうち

受持区域番号 21、22、24、25 及び 26 の受持区域を除く区域

24 松阪市のうち

飯南町有間野、飯南町上仁柿、飯南町粥見、飯南町下仁柿、飯南町深野、飯南町向粥見及び飯南町横野

25 松阪市のうち

飯高町下瀧野、飯高町宮前、飯高町野々口、飯高町作瀧、飯高町赤桶、飯高町田引、飯高町七日市、飯高町富永及び飯高町宮本

26 松阪市のうち

飯高町森、飯高町猿山、飯高町青田、飯高町栗野、飯高町乙栗子、飯高町加波、飯高町桑原、飯高町月出、飯高町波瀬、飯高町太良木、飯高町草鹿野、飯高町舟戸、飯高町落方、飯高町栃谷及び飯高町木梶

27 多気郡多気町

28 多気郡明和町

29 多気郡大台町のうち

千代、柳原、栃原、新田、神瀬、下楠、上楠、粟生、高奈、長ヶ、下三瀬、上三瀬、佐原、弥起井、上菅、菅合及び大ヶ所

30 多気郡大台町のうち

大杉、久豆、檜原及び岩井

31 多気郡大台町のうち

受持区域番号29及び30の受持区域を除く区域

32 伊勢市のうち

旭町、朝熊町、有滝町、栗野町、磯町、一字田町、一志町、一之木(一～五丁目)、一色町、岩渕(一～三丁目)、岩渕町、上地町、上野町、植山町、宇治今在家町、宇治浦田(一～三丁目)、宇治浦田町、宇治館町、宇治中之切町、浦口(一～四丁目)、浦口町、円座町、大倉町、大世古(一～四丁目)、大湊町、岡本(一～三丁目)、岡本町、尾上町、柏町、檜原町、鹿海町、神菌町、神社港、河崎(一～三丁目)、川端町、楠部町、久世戸町、黒瀬町、小木町、神田久志本町、桜木町、下野町、神久(一～六丁目)、勢田町、佐八町、曾祢(一、二丁目)、竹ヶ鼻町、田尻町、辻久留(一～三丁目)、辻久留町、津村町、通町、常磐(一～三丁目)、常磐町、豊川町、中島(一、二丁目)、中須町、中之町、中村町、西豊浜町、野村町、東大淀町、東豊浜町、吹上(一、二丁目)、藤里町、二俣(一～四丁目)、二俣町、船江(一～四丁目)、古市町、本町、前山町、馬瀬町、宮川(一、二丁目)、宮後(一～三丁目)、宮町(一、二丁目)、村松町、倭町、矢持町、八日市場町、横輪町、二見町今一色、二見町江、二見町荘、二見町茶屋、二見町西、二見町光の街、二見町松下、二見町溝口、二見町三津、二見町山田原、御菌町王中島、御菌町小林、御菌町上條、御菌町新開、御菌町高向及び御菌町長屋

33 伊勢市のうち

受持区域番号32の受持区域を除く区域及び度会郡玉城町

34 度会郡南伊勢町のうち

切原、五ヶ所浦、船越、中津浜浦、飯満、内瀬、伊勢路、斎田、始神、押渕、迫間浦、相賀浦、礪浦、田曾浦、宿浦、神津佐、泉、下津浦及び木谷

35 度会郡南伊勢町のうち

受持区域番号 34 の受持区域を除く区域

36 度会郡大紀町のうち

受持区域番号 37 の受持区域を除く区域

37 度会郡大紀町のうち

柏野、崎、錦及び大内山

38 度会郡度会町

39 鳥羽市

40 志摩市のうち

阿児町鷓方、阿児町神明、阿児町立神、阿児町志島、阿児町甲賀、阿児町国府、阿児町安乗、浜島町浜島、浜島町南張、浜島町桧山路、浜島町塩屋及び浜島町迫子

41 志摩市のうち

大王町波切、大王町船越、大王町名田、大王町畔名、志摩町和具、志摩町片田、志摩町布施田、志摩町越賀及び志摩町御座

42 志摩市のうち

磯部町迫間、磯部町五知、磯部町沓掛、磯部町山田、磯部町上之郷、磯部町下之郷、磯部町飯浜、磯部町恵利原、磯部町築地、磯部町山原、磯部町栗木広、磯部町桧山、磯部町穴川、磯部町坂崎、磯部町三ヶ所、磯部町渡鹿野及び磯部町の矢

43 伊賀市のうち

受持区域番号 44、45 及び 47 の受持区域を除く区域

44 伊賀市のうち

柘植町、野村、中柘植、上村、小杉、一ツ屋、愛田、下柘植、楯岡、新堂、御代、柏野、西之澤、川西、川東、山畑、希望ヶ丘東(一～五丁目)、希望ヶ丘西(一～五丁目)、石川、千貝、馬田、田中、馬場、川合、円徳院、阿山ハイツ、波敷野、上友田、東湯舟、湯船、西湯舟、中友田、下友田、玉滝、内保、槇山、丸柱及び音羽

45 伊賀市のうち

千戸、真泥、畑村、炊村、甲野、鳳凰寺、中村、出後、富岡、平田、川北、広瀬、奥馬野、中馬野、坂下、上阿波、猿野、富永及び下阿波

46 名張市

47 伊賀市のうち

阿保、青山羽根、別府、寺脇、岡田、柏尾、奥鹿野、伊勢路、下川原、北山、勝地、妙楽地、瀧、高尾、種生、老川、川上、川上(一～三丁目)、霧生、腰山、諸木、福川及び桐ヶ丘(一～八丁目)

48 尾鷲市のうち

九鬼町、早田町、盛松、三木浦町、小脇町、名柄町、三木里町、古江町、賀田町、曾根町及び梶賀町

49 尾鷲市のうち

受持区域番号 48 の受持区域を除く区域

50 北牟婁郡紀北町のうち

紀伊長島区

51 北牟婁郡紀北町のうち

海山区

52 熊野市のうち

受持区域番号 53、54 及び 57 の受持区域を除く区域

53 熊野市のうち

井戸町、有馬町、金山町及び久生屋町

54 熊野市のうち

木本町、大泊町、磯崎町、波田須町、新鹿町、遊木町、二木島町、二木島里町、甫母町及び須野町

55 南牟婁郡御浜町

56 南牟婁郡紀宝町

57 熊野市のうち

紀和町花井、紀和町小船、紀和町楊枝、紀和町和気、紀和町楊枝川、紀和町大河内、紀和町湯ノ口、紀和町小川口、紀和町木津呂、紀和町板屋、紀和町小栗須、紀和町大栗須、紀和町矢ノ川、紀和町丸山、紀和町赤木、紀和町長尾、紀和町平谷及び紀和町小森

備考：

この受持区域に掲げる市町の名称及び区域は、平成 18 年 4 月 1 日における名称及び行政区域によって表示されたものです。